

# 令和6年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き

日頃より、花巻市政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

固定資産税は土地や家屋のほか、事業用の償却資産にも課税されます。

地方税法第383条の規定により、花巻市内で事業を営んでいる方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について申告が必要です。

この手引きをご参照の上、申告書を作成していただき、下記期限までにご提出をお願いします。

## 申告書の提出期限 令和6年1月31日(水)

### 【問い合わせ・申告書の提出先】

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号  
花巻市役所資産税課家屋係

- 電話：0198-41-3529 (直通)
- メール：shokyakushisan@city.hanamaki.iwate.jp
- ホームページ：https://www.city.hanamaki.iwate.jp
- 受付時間：午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日を除く)

※申告書の提出は、各総合支所(大迫・石鳥谷・東和)  
市民サービス課税務会計係でも受け付けます

## －目次－

1. 固定資産税における償却資産 .....	2 ページ
2. 申告が必要な方 .....	2 ページ
3. 提出書類 .....	2 ページ
4. 申告期間 .....	2 ページ
5. 申告方法 .....	2 ページ
6. マイナンバー(個人番号)の本人確認について .....	3 ページ
7. 申告対象の資産 .....	3 ページ
8. 申告不要の資産 .....	4 ページ
9. 償却資産の種類と具体例 .....	5 ページ
10. 建物附属設備における償却資産と家屋の区分 .....	5・6 ページ
11. 地方税(固定資産税)と国税の取り扱いの違いについて .....	7 ページ
12. 申告しなかった場合・虚偽の申告をした場合 .....	7 ページ
13. 実地調査のお願い .....	7 ページ
14. 償却資産申告書の書き方 .....	8 ページ
15. 種類別明細書の書き方 .....	9 ページ
16. 償却資産の評価 .....	10・11 ページ
17. 非課税、課税標準の特例 .....	12・13 ページ
18. 税額の算出方法 .....	13 ページ
19. 納税通知 .....	13 ページ

## 1. 固定資産税における償却資産

固定資産税における償却資産とは、土地および家屋以外の事業用資産で、減価償却額（費）が法人税法または所得税法の所得の計算上、損金・必要経費のいずれかに算入されるものをいいます。

償却資産の所有者は毎年1月1日現在の所有状況を申告する義務があります。

## 2. 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、花巻市内で事業を営み、償却資産を所有している個人または法人

## 3. 提出書類 償却資産申告書、種類別明細書

※8・9ページの記入例をご参照の上、提出書類を作成してください

## 4. 申告期間 令和6年1月4日(木)～31日(水)〔土・日曜日、祝日を除く〕

※期限間近は窓口が大変混雑します。余裕を持って申告をお願いします

## 5. 申告方法（提出先などは表紙をご参照ください）

### ■前年度までに申告をしたことがある方（資産異動がない場合のみ）

- ・電話またはメールで申告…氏名・住所・所有者コード（申告書右上の白い欄8桁）・日中連絡の取れる電話番号と「異動がないこと」をお知らせください。

※前年度に全資産申告（電算処理方式）をした方は電話・メールでの申告はできません。申告書と種類別明細書の提出をお願いします

### ■前年度までに申告をしたことがある方・初めて申告する方（共通）

- ・窓口で申告…償却資産申告書および種類別明細書は「提出用」と「控え用」がありますので、両方に記入の上、提出してください。
- ・郵送で申告…受付印を押した申告書の控えが必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ・地方税ポータルシステム（eLTAX）で申告…eLTAXの詳細は「<https://www.eltax.lta.go.jp/>」をご覧ください（「エルタックス」で検索）。

## 6. マイナンバー(個人番号)の本人確認について

個人番号を記載した申告書を提出いただいた際は、番号法に基づき、マイナンバー確認と本人確認を実施(代理の場合は代理権確認も実施)します。マイナンバー確認書類と本人確認書類をお持ちください(郵送の場合は写しを提出)。

※法人番号を記入する場合や、eLTAXによる申告の場合は不要。書類確認ができなかった場合は、申告書にマイナンバーの記載がないものとして受理します

### ■ マイナンバー確認書類・本人確認書類など

本人が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
項目	確認書類	項目	確認書類
マイナンバー確認	マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し(マイナンバー入り)など	申告者のマイナンバー確認	マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し(マイナンバー入り)など
本人確認	マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど	代理人の本人確認	税理士証票、マイナンバーカードなど
		代理権の確認	税理代理権限証書、委任状など

## 7. 申告対象の資産

令和6年1月1日現在、事業用に使用できる資産(ほかの事業者に貸し付けている場合を含む)を申告してください。次のような資産も申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- (3) 簿外資産(帳簿に記載されていない資産)
- (4) 未稼働資産(完成済みで稼働していない資産)
- (5) 遊休資産(稼働していないが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (6) 修理・改良のために支出した費用のうち、資本的支出に該当するもの(資産本体とは区分して申告)
- (7) 福利厚生のために供する資産
- (8) 中小企業即時損金算入特例を適用した資産
- (9) 取得価額が10万円未満の資産でも、通常の耐用年数で減価償却する資産(法人に限る)

## 8. 申告不要の資産

次の資産は、償却資産の課税対象になりませんので、申告不要です。

### (1) 自動車税・軽自動車税の課税客体になる資産

- ・最高時速 35 キロメートル未満の農耕作業用小型特殊自動車(トラクタ、乗用田植機、コンバイン、農業用薬剤散布車、農耕作業用トレーラ[※]など)

※農耕作業用トレーラ…農耕トラクタにのみけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫などの農耕作業や農業機械などの運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引車(マニユアスプレッダやスプレーヤなど)

- ・次の基準を全て満たす小型特殊自動車(ショベルローダ、フォークリフト、除雪車、草刈作業車など)…長さ 4.7 メートル以下、幅 1.7 メートル以下、高さ 2.8 メートル以下、最高時速 15 キロメートル以下

### (2) 無形減価償却資産(鉱業権、ソフトウェア、営業権、電話加入権、水道施設利用権、特許権など)

### (3) 非減価償却資産(書画・骨とうなど希少性を有し、代替性がないもの)

### (4) 棚卸資産(商品・貯蔵品など)、繰延資産(開業費など)

### (5) 耐用年数が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の資産で、一時に損金(必要な経費)に算入するもの[※]

### (6) 取得価額が 20 万円未満の資産で、3 年間で一括償却しているもの[※]

※リース業などの主要な事業用のみ

#### ■少額減価償却資産の取り扱い

税務会計上の処理方法	償却資産申告の有無
一時損金算入	申告は不要
3 年一括償却	申告は不要
リース資産 (ファイナンス・リース[※])	取得価額 20 万円未満：申告は不要
	取得価額 20 万円以上：申告が必要
中小企業即時損金算入特例	申告が必要
資産ごとの耐用年数で通常償却	申告が必要

※所有権移転外リースの場合は資産を貸している方が申告し、所有権移転リース(リース期間終了後に所有権が借手に移転するもの)の場合は原則として資産を借りている方が申告します

## 9. 償却資産の種類と具体例

資産の種類	主な償却資産の例
① 構築物 (建物附属設備を含む)	舗装路面(アスファルト敷、石敷など)、庭園、門・塀・フェンス・緑化施設などの外構工事、外灯、看板(野立看板、広告塔など)、基礎があるビニールハウスなど ≪建物附属設備(家屋との区分は次ページをご覧ください)≫ 受変電設備、予備電源設備、屋外の給水・排水設備、可動間仕切り、そのほかの建築設備・内装・内部造作など
②機械及び装置	製造・加工用機械、土木建設機械、印刷機械、洗濯業用機械、農業用機器(耕運機、ハーベスター、育苗機など)、機械式駐車設備、太陽光発電設備(※)など ※住宅用の場合でも、発電出力が10キロワット以上で売電を行うものは申告対象になります(屋根材と太陽光パネルが一体になっているものは対象外)
② 船舶	ボート、釣り船、漁船、遊覧船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両及び運搬具	大型特殊自動車(自動車登録番号の分類番号による) ナンバーが0、00～09、000～099…建設機械 9、90～99、900～999…建設機械以外のもの (例)ブルドーザー、フォークリフト、除雪作業車、構内運搬車、台車、一部の農耕作業用自動車(最高速度時速35キロメートル以上)など
⑥工具・器具及び備品	パソコン、テレビ、プリンター、コピー機、ファクシミリ、応接セット、ロッカー、ルームエアコン、衝立、ストーブ、レジスター、陳列ケース、測定工具、医療機器、厨房器具、理容・美容機器、看板(ネオンサインなど)、型枠、基礎がないビニールハウス、パチンコ器、自動販売機、金型など

〈大型特殊自動車の範囲〉

下表のどれかひとつでも超えれば大型特殊自動車

車両の長さ	車両の幅	車両の高さ	最高時速
4.7メートル以下	1.7メートル以下	2.8メートル以下	15キロメートル以下

大型特殊自動車の条件に該当しないものは、軽自動車税の対象となります。

お持ちの車両の種類が分からない場合は、車両を購入したお店へお問い合わせください。

## 10. 建物附属設備における償却資産と家屋の区分

家屋に取り付けられている電気設備や給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの建築設備(家屋と一体となっており、家屋の効用を高める設備)は、固定資産税において家屋と償却資産に区分して評価しています。

### ■家屋と建物附属設備の所有者が同じ場合

建築設備以外のものや、特定の生産または業務用設備などを償却資産として区分し、家屋の所有者が申告します。

### ■家屋と建物附属設備の所有者が異なる場合

家屋の所有者と異なる方(賃借人など)が施工した全ての建物附属設備を償却資産として区分し、建物附属設備の所有者が申告します。

■償却資産と家屋の区分表(一例)

設備の分類	設備の内容	家屋と設備の所有者			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作など工事一式	○			◎
変電設備	設備一式		◎		◎
予備電源設備	発電機・蓄電池・無停電電源設備		◎		◎
中央監視設備	設備一式		◎		◎
電灯照明設備	屋外設備一式		◎		◎
	屋内設備一式	○			◎
電力引込設備	引込工事		◎		◎
動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
電話設備	電話機、交換機などの機器		◎		◎
	配管・配線、端子盤など	○			◎
LAN 設備	設備一式		◎		◎
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器		◎		◎
	配管・配線など	○			◎
インターホン設備	集合玄関機、親機・子機など	○			◎
監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
	配管・配線など	○			◎
避雷設備	設備一式	○			◎
火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水・ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
	屋内の配管など	○			◎
給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用など)、中央式給湯設備	○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器など)	○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース、ガスボンベなど		◎		◎
	消火栓設備、スプリンクラー設備など	○			◎
空調設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産または業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
運搬設備	工業用ベルトコンベア		◎		◎
	エレベーター、エスカレーターなど	○			◎
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店など)、寮・病院・社員食堂などの厨房設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
そのほかの設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り、機械式駐車設備、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインドなど		◎		◎
外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設など)		◎		◎
太陽光発電設備	屋根材としているもの	○			◎
	上記以外の設備		◎		◎

## 11. 地方税(固定資産税)と国税の取り扱いの違いについて

地方税〔固定資産税(償却資産)〕と国税(法人税・所得税)の取り扱いの主な違いは次のとおりです。

### ■地方税と国税の取り扱いの主な違い

項目	地方税〔固定資産税 (償却資産)〕	国税(法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法 (法人税などの旧定率法と同様)	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別法措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えた資産 と改良費を区分して評価)	原則区分評価
中小企業者等の少額資産の損金 算入の特例(租税特別措置法)	金額にかかわらず、 認められません	認められます

## 12. 申告しなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合、花巻市市税条例第75条の規定により、過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により、罰金刑を科せられることがあります。

## 13. 実地調査のお願い

花巻市では、申告していただいた内容を確認するため、地方税法第353条および第408条の規定に基づき、償却資産の所有者に決算書等の提出の依頼や実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

※正当な理由がなく、調査にご協力いただけない場合は、地方税法第354条の規定により、罰金等を科せられることがあります

14. 償却資産申告書の書き方

前年度までに申告した方には、申告に基づいた内容を印字しています。訂正や変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください

個人は12桁のマイナンバー(個人番号)、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

内容について問い合わせる場合がありますので、必ず記入してください

令和6年1月11日

花巻市長様

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

1 住所  
〒025-8601 岩手県花巻市花巻9番30号

2 氏名  
はなまきけんせつ 花巻建設株式会社 代表取締役 花巻 太郎 様

3 個人番号又は法人番号  
建設業

4 事業種目(資本金等の額)  
建設業

5 事業開始年月  
平成18年1月

6 この申告に該当する者の氏名  
経理係 花巻 花子(電話0198-24-2111)

7 税理士等の氏名  
花巻 次郎(電話 0198-48-2111)

8 短縮耐用年数の承認  
有・無

9 増加償却の届出  
有・無

10 非課税該当資産  
有・無

11 課税標準の特例  
有・無

12 特別償却又は圧縮取替  
有・無

13 税務会計上の償却方法  
定額法

14 青色申告  
有・無

所有者の住所: 12345

所有者の氏名: 花巻市長

資産の種類	取得価額		前年中に減少したものの(イ)	前年中に取得したものの(ロ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	(イ)(ロ)(ハ)の増減合計を記入
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)				
1 構築物	500,000				500,000	
2 機械及び運搬装置	900,000			300,000	600,000	
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬装置	800,000			200,000	1,150,000	
6 工具、器具及び備品	2,200,000			500,000	2,250,000	
7 合計						

15 花巻市内における事業所等資産の所在地  
①花巻市 花巻町9-30  
②花巻市 大迫町大迫2-51-4  
③花巻市 石鳥谷町八幡4-161

16 借用資産  
貸主の名称等  
(有) 借家

17 事業所用家屋の所有区分  
(有) 自己所有

18 備考(添付書類等)  
① 異動あり(増加・減少)  
② 異動なし  
③ 廃業・解散  
④ 該当資産なし  
⑤ その他 所在地変更

全資産申告(電算処理方式)以外の方は記入不要です。

※資産の有無にかかわらず、必ず申告してください。

該当する項目の数字に○を記入してください。

15. 種類別明細書の書き方

前年度までに申告した方には、申告に基づいた内容を印字しています。訂正や変更などがある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

※所有者コード		所有者の氏名又は名称		1枚のうち						
12345		花巻建設株式会社		1枚						
資産の種類	資産コード (記入しない)	資産の名称等	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数	(イ) 減価残存率	(ロ) 価額	(ハ) 課税標準の特例 率	増加事由	摘要
01 1	001	アスファルト舗装工事	1 4 26 4	500,000	10	0.794	70,846		1・2 3・4	
02 2	002	冷房・暖房設備	1 4 26 4	600,000	15	0.858	163,704		1・2 3・4	
03 2	<del>003</del>	<del>パソコン</del>	<del>1 4 26 7</del>	<del>300,000</del>	<del>5</del>	<del>0.631</del>	<del>25,877</del>		1・2 3・4	減少事由を記入
04 6	004	パソコン	3 4 28 3	600,000	4	0.562	40,000		1・2 3・4	一部減失
05									1・2 3・4	
06 6	記入 不要	コピー機	1 5 5 10	300,000	5				① 3・4	増加事由の該当する番号に○を記入 1…新規取得 2…中古品取得 3…移動による受け入れ 4…その他
07 6		応接セット(中古R2式)	1 5 5 11	250,000	6				1・2 3・4	
08									1・2 3・4	
09									1・2 2・4	
10										
11										
12										
13										

資産の種類は  
1…構築物  
2…機械及び装置  
3…船舶  
4…航空機  
5…車両及び運搬具  
6…工具、器具及び備品

資産の取得年月を記入。年号は  
3…昭和  
4…平成  
5…令和

資産の取得価額(取得するために支出した全ての金額)を記入

耐用年数省令で定められた法定耐用年数を記入  
■中古取得の資産の耐用年数は、  
(法定耐用年数－経過年数)＋(経過年数×0.2)  
⇒(8年－2年)＋(2年×0.2)＝6.4年→6年(端数切捨)  
■法定耐用年数を全て経過した中古取得資産の耐用年数は、  
法定耐用年数×20%<sub>以下</sub>(端数切捨、下限は2年)

## 16. 償却資産の評価

資産の取得年月・取得価額・耐用年数から、1件ごとに償却資産の評価額を算出します。評価額＝決定価格＝課税標準額となります。

※取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）を言います  
を乗じた額が課税標準額となります

※課税標準の特例が適用される資産がある場合は、評価額(決定価格)に特例率を乗じた額が課税標準額となります

### ■評価額の算出方法

(1)前年中に取得したもの(令和5年1月2日～令和6年1月1日)

取得価額×(1－耐用年数に応じた減価率×2分の1)＝評価額

(2)前年より前に取得したもの(令和5年1月1日以前)

前年の評価額×(1－耐用年数に応じた減価率)＝評価額

【計算例】 取得価額：200,000円、取得年月：令和5年3月、耐用年数：10年  
耐用年数10年の減価率：0.206(下表参照)

- ・令和6年度… 200,000円×0.897(1-0.206×2分の1)＝179,400円
- ・令和7年度… 179,400円×0.794(1-0.206)＝142,443円
- ・令和8年度… 142,443円×0.794＝113,099円

以降、毎年同じ方法で計算し、評価額が取得価額の5割になるまで償却します。評価額が取得価額の5割を下回った場合は、取得価額の5割を評価額とします。

### ■減価残存率表(固定資産評価基準 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より一部抜粋)

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

■償却資産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令より一部抜粋)

資産の種類	資産の具体例	耐用年数	資産の具体例	耐用年数
①構築物	自転車・自動車置き場(鉄骨造)	45	門・塀ブロック	15
	独立キャノピー		舗装路面(コンクリート敷、石敷、れんが敷)	
	土留・擁壁	30	屋上等の広告塔(金属製以外)	10
	屋上等の広告塔(金属製)	20	外灯	
	花壇・緑化施設		自転車・自動車置き場(簡易なもの)	
	屋外給排水・ガス引き込み設備	15	賃借建物に附加した内装	
	屋外受水槽・浄化槽・貯水槽		フェンス	
	可動間仕切り		舗装路面(アスファルト敷)	
	側溝		移動性組み立てハウス(物置など)	
	受変電・自家発電設備		可動間仕切りのうち簡易なもの	3
②機械及び装置	水道業用設備	18	食料品製造業用設備	10
	太陽光発電設備	17	飲料・タバコ・飼料製造業用設備	
	冷房・暖房設備	15	宿泊業用設備	
	自動車整備業用設備		輸送用機械器具製造業用設備	9
	冷房・暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下)	13	木材・木製品(家具を除く)製造業用設備	8
	洗濯業・理美容業・浴場業用設備		飲食店用設備	
	パルプ・紙・紙加工品製造業用設備	12	ガソリン・液化灯油ガススタンド設備	
	家具または装備品製造業用設備	11	農業用設備	7
	機械式駐車設備	10	総合工事業用設備	6
	③船舶	釣船	5	ボート
④航空機	飛行機・ヘリコプター	5・8・10		
⑤車両及び運搬具	台車(金属製)	7	台車(金属製以外)	4
	構内運搬車		除雪車	
	※償却資産における特殊自動車について詳しくは4・5ページをご覧ください			
⑥工具、器具及び備品	金庫	20	陳列棚(冷凍・冷蔵機付き)	6
	事務机・ロッカー・キャビネット(金属製)	15	インターホンおよび放送用設備	
	ブラインド(カーテンレールを除く)			コピー機・ファクシミリ・シュレッダー
	消火器	10	自動販売機	
	電話機・電話交換機		レジスター	
	時計		カメラ	
	除雪機		テレビ・カラオケ	
	看板 金属製		プリンター	
	応接セット	8	電気計算機(サーバなど)	4
	陳列棚		パソコン	

## 17. 非課税、課税標準の特例

### ■非課税

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条の規定に該当する償却資産は、非課税になります。該当する資産がある場合は、花巻市役所資産税課へ申し出てください(該当資産申告の初年度のみ。次年度以降は不要です)。

### ■課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 および同法附則第 15 条などの規定に該当する償却資産は、課税標準額の特例が適用され、負担額が軽減されます。該当する資産がある場合は、課税標準の特例に該当することが確認できる書類を添付してください(該当資産申告の初年度のみ。次年度以降は不要です)。

## ◎中小企業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例

### I. 取得日が令和 5 年 3 月 31 日以前のもの

【対象】「先端設備等導入計画」の認定を花巻市から受けている中小企業者等

【対象資産】下の表の対象資産のうち、次の二つの要件を満たすもの。

- ①一定期間内に販売されたモデル(中古資産は対象外)
- ②生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 割以上向上する設備

設備の種類	最低取得価額 (1台1基または一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	160 万円以上	10 年以内
工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備 (償却資産として区分されるもの)	60 万円以上	14 年以内
構築物	120 万円以上	14 年以内

※取得価額が 120 万円以上で、取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備と共に導入された家屋も課税標準の特例が適用されます

【特例適用期間】設備取得後 3 年間

【特例率】ゼロ

【必要書類】①先端設備等導入計画の写し②同計画の認定書の写し③工業会証明(仕様等証明)の写し

・事業用家屋を含む場合

①～③に加え、建築確認済証、建物の見取り図、設備等の購入契約書

・所有権移転・移転外リース取引でリース会社が納税する場合

①～③に加え、固定資産軽減計算書の写し、リース契約書の写し

## II. 取得日が令和5年4月1日から令和7年3月31日までのもの

【対象】「先端設備等導入計画」の認定を花巻市から受けている中小企業者等

【対象資産】下の表の対象資産のうち、次の3つの要件を満たすもの。

- ① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれること
- ② 生産、販売活動等の用に直接供する設備であること
- ③ 中古資産でないこと

設備の種類	最低取得価額 (1台1基または一の取得価額)
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備 (償却資産として区分されるもの)	60万円以上

※事業用家屋と構築物が対象外となります

### 【特例割合】

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

【必要書類】①先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し②同計画に係る確認書の写し③認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し

・所有権移転・移転外リース取引でリース会社が納税する場合

①～③に加え、固定資産軽減計算書の写し、リース契約見積書の写し

・賃上げ方針を表明する（固定資産税の3分の1軽減を受けたい）場合  
従業員への賃上げ方針の表明を証する書面

【先端設備等導入計画に関する問い合わせ先（I・II共通）】

花巻市役所商工労政課企業立地推進室（電話 0198-41-3537）

## 18. 税額の算出方法

課税標準額を基に税額を算出します。

・課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税率(1.45%) = 税額(100円未満切り捨て)

※課税標準額の合計額が150万円(免税点)未満の場合は課税されません

## 19. 納税通知

4月上旬に納税通知書を発送します。納期は4月・7月・12月・翌年2月の4期(原則として各月末日)になります。